

| | | | | |
|-------------------------|-----|----------------|---------------|--------------------|
| 法人名 | | 課税標準の分割に関する明細書 | 事業年度 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 法人税法の規定によって計算した法人税額 ① | | () 円 | | |
| 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ② | | | | |
| 還付法人税額等の控除額 ③ | | | | |
| 退職年金等積立金に係る法人税額 ④ | | | | |
| 差引計 ①+②-③+④ ⑤ | | , 000 | | |
| 事務所又は事業所 | | | 分割基準及び分割課税標準額 | |
| 名称 | 所在地 | 従業者数 | 分割課税額 | |
| | | 人 | 円 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合 計 | | | | |

「課税標準の分割に関する明細書」(第22号の2様式)記載要領

- 1 この明細書は、2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人が、主たる事務所等所在地の市町村長に第20号様式又は第20号の2様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出してください。
なお、市町村内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式又は第20号の2様式の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。
- 3 ①から④までの欄については、通算法人、通算法人であった法人(第20号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)及び市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
- 4 ①の欄は、第20号様式記載の手引14の①の要領により記載してください。
- 5 ②の欄は、第20号様式記載の手引14の②の要領により記載してください。
- 6 ③の欄は、第20号様式記載の手引14の③の要領により記載してください。
- 7 ④の欄は、法人税の申告書別表21を提出する法人が同表の12の欄の金額を記載してください。
- 8 ⑤の欄は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。
 - (1) 第20号様式の申告書を提出する法人
 - ア 下記イからエに掲げる法人以外の法人 ①+②-③+④の金額
 - イ 通算法人及び通算法人であった法人(第20号様式別表1を提出する法人に限ります。)
第20号様式別表1の⑭の欄の金額
 - ウ 連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)
第20号様式別表1の3の⑦の欄の金額
 - エ 市町村内に恒久的施設を有する外国法人 第20号様式別表1の2の④の欄の金額
 - (2) 第20号の2様式の申告書を提出する法人 ④の欄の金額
- 9 「事務所又は事業所」及び「従業者数」の欄は、事務所又は事業所の所在する市町村ごとに記載してください。
- 10 分割基準の取扱いについては、次によってください。
分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間(以下「算定期間」といいます。)の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次に掲げる事務所又は事業所にあつては、それぞれ次に定める従業者の数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。)をいいます。
 - (1) 算定期間の中で新設された事務所又は事業所
$$\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
 - (2) 算定期間の中で廃止された事務所又は事業所
$$\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
 - (3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所又は事業所
$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$

なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げてください。
- 11 「分割課税標準額」の欄は、⑤の欄の金額を「合計」の欄の従業者の数で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に「従業者数」の欄の市町村ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載してください。なお、従業者1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください(例えば、当該従業者数の総数のけた数が3けたである場合には、小数点第4位以下の数値を切り捨ててください。)。
- 12 「分割課税標準額」の各欄に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

- この明細書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。
- この明細書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。

(6.10)